

2020年3月6日

お客さま各位

北おおさか信用金庫

手数料の新設に伴う普通預金規定等の改正のお知らせ

当金庫は、本年4月1日から未利用口座管理手数料および改印手続き事務手数料を新設すること（改正趣旨①②のとおり）に伴い、同日より普通預金規定等を下記のとおり改正いたします。

（改正趣旨）

- ① 未利用口座管理手数料につきましては、本年4月1日以降に開設され、未利用状態となった普通預金口座（総合口座も含まれます）に対して適用させていただくもので、通常の入出金や口座振替等でご利用いただいているお客さまの普通預金口座は対象となることはありません。
- ② 改印手続き事務手数料につきましては、改印の理由が紛失によるものに限定させていただきますので、それ以外の理由による改印手続きには手数料はかかりません。このお取扱いは、既にお取引をいただいているお客さまにも適用いたします。

改正後の規定をご要望の際は、本年4月1日以降当金庫ホームページに掲載いたしますので、そちらをご覧ください。一部未掲載の規定につきましては、当金庫窓口にお申し付けください。

記

1. 未利用口座管理手数料について改正の対象となる預金規定
 - ①普通預金規定
 - ②無利息型普通預金規定
 - ③総合口座取引規定

2. 改印手続き事務手数料について改正の対象となる預金規定
 - ①普通預金規定
 - ②無利息型普通預金規定
 - ③貯蓄預金規定
 - ④納税準備預金規定
 - ⑤通知預金規定

- ⑥総合口座取引規定
- ⑦定期預金共通規定
- ⑧定期積金規定
- ⑨外貨普通預金規定
- ⑩当座勘定規定
- ⑪貸金庫規定
- ⑫全自動貸金庫規定

3. 規定改正日 2020年4月1日(水)

4. 改正内容

○上記1. の各規定に以下の条項を新設いたします。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下本条において「手数料」といいます。)をいただきます。
 - ① 2020年4月1日以降に開設された普通預金口座(総合口座を含みません)であること
 - ② 預入れまたは払戻し(利息の組入れ及び手数料の引落しを除きます。)の利用が2年以上一度もないこと
 - ③ 預金残高が1万円未満であること
 - ④ 同一店舗において、定期性預金・投資信託・国債・外貨預金・保険などの預かり金融資産のお取引がないこと
 - ⑤ 同一店舗において、借入れがないこと
- (2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対しお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3か月経過後においてもお取引がないときは、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落します。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します。
- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
- (4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。

○上記 2. の各規定に以下の条項（下線部分）を追加いたします。

なお、規定により表現や条項が若干異なります。

(届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
また、第 1 条第 2 項で届出た、在留資格及び在留期間その他の事項に変更があった場合も当金庫所定の方法により届出てください。
これらの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合、または印章の紛失により改印する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以 上